

三鷹市建築工事標準仕様書

令和4年7月改定

1 一般事項

- (1) この建築工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、三鷹市が発注する建築・電気設備・機械設備工事（以下「工事」という。）の適正な履行を期するため、受注者が執行しなければならない仕様を定めたものである。

また、この標準仕様書に付随して、東京都財務局編集「東京都（建築、電気設備、機械設備）工事標準仕様書」又は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築、電気設備、機械設備）工事編」を準用する。

- (2) 工事は、三鷹市監督員（以下「監督員」という。）の指示に従い、設計図書及び工事請負契約書により施工する。

また、これらに明記されていない事項でも工事の性質上当然必要な事項は、監督員の指示に従って、受注者の負担により施工する。

- (3) 工事に関する提出書類は、「工事の施工に伴う書類等の取扱基準」による。

また、これに定めのないものは、標準仕様書「4 提出書類」、設計図書「特記仕様書」によるものとし、疑義が生じた場合は、監督員の指示に従う。

- (4) 受注者は、工事の施工に当たり、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、建設業法(昭和24年法律第100号)を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。

- (5) 現場発生材の内、引渡しを要しないものは、全て場外に搬出し、関係法令等に従い受注者の責任において、適正な処分をしなければならない。

- (6) 受注者は、仮設道路及び定着した足場並びに栈橋の類は、別途契約の関係工事の受注者に無償で使用させなければならない。

- (7) 建設副産物は、「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）に基づき、発生の抑制再使用、再利用及び適正な処分をしなければならない。

- (8) 建築物の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）最新版」（東京都）によるものとする。

- (9) 東京都はディーゼル自動車（軽油を燃料とする自動車をいう。）の排気ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号、以下「本条例」という。）を制定している。工事に当たっては、本条例の主旨を十分に踏まえて施工すること。

また、ディーゼル自動車（乗用車を除く）に関しては、その自動車検査証（車検証）の写しと粒子状物質減少装置（都が指定した粒子状物質減少装置）装着証明書の写しを工事現場に保管し、監督員の求めに応じて速やかに提出すること。

- (10) 工事の着手に先立ち「シックハウス対策マニュアル 最新版」（三鷹市）を準用する。

使用する材料及び工法については、室内空気汚染を考慮して選定する。

また、接着剤及び塗装の塗布に当っては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、施工時施工後の通風、換気を十分に行い適切な乾燥時間をとるとともに、室内に発散した化学物質等を室外に放出させるものとする。

- (11) 三鷹市は、三鷹市環境マネジメントシステム「みたか E-Smart」に基づき、市が行う公共工事における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行している。

この取組みは、受注者の協力が不可欠であり、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たっては、三鷹市環境方針の趣旨を理解し、法令を順守し、ライフサイクルの視点を持って環境配慮及び環境保全に十分に配慮すること。

- (12) 工事实績情報の登録

契約金額が500万円以上の工事は、工事实績情報システム（以下「CORINS」という。）に基づき「登録のための確認のお願い」の作成及び登録を行う。「登録のための確認のお願い」は、監督員に提出し、承認を受けた後、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録し、JACICの発行する「登録内容確認書」の写しを監督員に提出する。

また、登録情報に変更が生じた場合や竣工時には、速やかにCORINSにデータの入力を行い、その都度「登録内容確認書」の写しを監督員に提出する。

（問い合わせ先）

一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター

電話：03-3505-0463 FAX：03-3505-2665

JACICのホームページを参照すること。

- (13) 建設副産物の処理について

ア 工事情報の登録等

対象工事は、建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）に基づき工事の登録を行う。「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」の写しを監督員に提出する。

また、登録情報に変更が生じた場合や竣工時には、速やかにCOBRISにデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」の写しを監督員に提出する。

（問い合わせ先）

一般財団法人 日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター

電話：03-3505-0410 FAX：03-3505-0520

JACICのホームページを参照すること。

イ 再資源化施設の選定

対象工事から発生する建設廃棄物は再資源化施設に搬出し、建設資源、環境促進に努める。搬出先は、受注者がCOBRIS等を活用し、受入条件、資源化の方法等を施設に確認した上で適切な施設を選定する。

2 工事現場管理

- (1) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、労働安全衛生法その他関係法令等に従って行う。ただし、別に責任者が定められた場合は、これに協力する。
また、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、工事現場で作業に従事する者に、「腕章又は名札」等を装着させ身分を明らかにさせる。
また、工事関係者の出入り等を適切に管理し、火災、盗難、その他の事故の防止に努めなければならない。
- (3) 受注者は、公衆の生命、身体及び財産に関する危害及び迷惑を防止するため、工事現場のエリアに仮囲いを施し、危険防止の表示を掲示する。また、交通及び保安上必要な措置を講じ安全管理に努めなければならない。
- (4) 受注者は、工事施工中、工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、直ちに応急措置等所要の措置を講ずると共に事故による被害の内容等について速やかに監督員に報告しなければならない。
- (5) 工事の施工中、機械器具及び材料等は、保安上の妨げにならないよう使用の都度整理し不要なものは場外に搬出するなど、工事現場の整理整頓に努めること。
- (6) 写真撮影については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真撮影ガイドブック 建築工事（地業工事）及び解体工事編、電気設備工事編、機械設備工事編」による。

3 材料・工法

使用材料、各工種の工法については、東京都財務局編集「東京都（建築、電気設備、機械設備）工事標準仕様書」又は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築、電気設備、機械設備）工事編」を準用する。

4 提出書類

工事に関する提出書類は、1 (3)による。ただし、それ以外のものは、次のとおりとする。

書 類 名	適 用	提出時期
建設業退職金共済制度 掛金収納書	建退共以外の退職金制度に加入の場合 は、その証明資料を提出すること。	工事着手後1月以内 (電子方式は40日以内)
施工・製作図	小規模工事については、監督員の承諾を 受けて省略できる。	速やかに
報告書	コンクリート調合計画、試験成績書、 工場検査、マニフェスト(写)他	速やかに
議事録	小規模工事については、監督員の承諾を 受けて省略できる。	完了時
引渡し書	小規模工事については、監督員の承諾を 受けて省略できる。	完了時
竣工写真	監督員の指示による。	完了時
施工・竣工図	施工図は監督員の指示による。 竣工図は全ての工事で求める。	完了時
工事週報	監督員の指示による。	完了時
月間工事報告書	小規模工事については、監督員の承諾を 受けて省略できる。	月末3日以内
施工体制台帳	下請負金額に関わらず提出する。 監督員と協議のうえ、下請届に添付する こともできる。	速やかに
保証書	監督員の指示による。	完了時
取扱説明書	監督員の指示による。	完了時
完了に伴う申請書類	法令などによる。	完了時